

平成24年度 京都市環境影響評価審査会

【 摘 録 】

日 時：平成25年3月6日 10:00～12:00

場 所：職員会館かもがわ大多目的室

出席者

委 員：池田有光委員，板倉豊委員，岩嶋樹也委員，笠原三紀夫委員（部会長），倉田学児委員
島田洋子委員，高橋さち子委員，藤本英子委員，増田啓子委員，松井利仁委員

議 題：①京都市環境影響評価等に関する条例改正に伴う技術指針の改定について
②その他

議 事 1 開会
 2 議事 以下のとおり
 3 閉会

－ 摘 録 －

事 務 局 京都市環境影響評価等に関する条例の一部を改正する条例が可決・公布されたことから，条例の改正に合わせて，技術指針の見直しについて，いよいよ具体的な検討段階に入った。委員のみなさまには，活発な議論をお願いしたい。それでは，議事の進行を池田会長にお願いする。

会 長 それでは，議事に移る。
 「(1)京都市環境影響評価等に関する条例改正に伴う技術指針の改定について」，京都市環境影響評価審査会技術指針部会において検討を行い，技術指針（案）として，資料1にとりまとめられている。資料の内容について，笠原技術指針部会長から説明願う。

部 会 長 2月に開催した技術指針部会において，技術指針の見直し内容について部会で検討を行い，技術指針（案）としてとりまとめた。その内容についてご意見頂きたい。詳細については，事務局から説明をお願いする。

事 務 局 <資料1を用いて，技術指針（案）を説明>

会 長 ただいまの事務局からの説明について，質問等はあるか。

岩 嶋 委 員 複数案の設定にあたって，ゼロオプションを含めることが望ましいとなっているが，もう少し強く勧めるような表現でも良いのではないか。

会 長 条例で記載があるのか，技術指針で初めて記載される内容なのか。

事 務 局 技術指針のみでの記載となる。

高 橋 委 員 審査会から，ゼロオプションを複数案に含めるよう提案することは可能か。

事務局 事業者がゼロオプションを実施しない理由が、不明確なものであれば、市長意見で指摘することが可能である。

高橋委員 ゼロオプションが複数案に含まれていない場合は、事業者が、その理由を付すこととなるのか。

事務局 そのとおり。

松井委員 国の基本的事項は、もう少し強めの表現で、「現実的である限り、当該事業を実施しない案を含めるよう努める」となっている。

会長 国の表記に合わせるか。

事務局 現実的である限りゼロオプションを含めるよう努める、に改めさせて頂く。

会長 この表現でよろしいか。

(一同了承)

岩嶋委員 別表1の調査項目のうち風害において、強風と記載があるが、不要ではないか。

事務局 前段にある風向・風速のみであれば、事業者が年間平均値のみと捉えるおそれがあるため、あえて明記したものである。

増田委員 局地的な風向・風速だけでは、事業者が平均値のみと捉えるおそれがあるのであれば、瞬間的な強風とするのはいかがか。

事務局 瞬間的な強風とさせて頂きたい。

会長 瞬間的な強風でよろしいか。

(一同了承)

岩嶋委員 連続したつながりによる生物の生息空間、と記載されているが必要なのか。

会長 「生物の回廊」という考え方が大事だということでは。

岩嶋委員 生物の生息空間に、そういった趣旨がそもそも含まれているのでは。

板倉委員 委員指摘のとおり、含まれることになるが、事業者が誤解のないよう、しっかり取り組んでもらうためにも、明記しておく方が良いと思う。

会長 「連続したつながり」は、必要ということではよろしいか。

(一同了承)

藤本委員 表4の整理例について、通常この程度の「○」の付け方なのか。事例では、景観と温室効果ガスのみで良いことになっているが。

事務局 計画段階環境配慮では、重要な環境要素に限ることを表したいため、一例としてこのような形で絞り込んでいる。実際の審査において、重要な環境要素が抜け落ちている場合は、審査会から指摘して頂くことになる。

島田委員 15頁にある、未規制物質と別表1の備考欄は対応しているのか。

- 事務局 対応している。別表1の備考欄にも（未規制物質）を追記させて頂く。
- 倉田委員 30頁の温室効果ガス等の欄に、エネルギー消費量の記載がないようだが。
- 事務局 エネルギー消費量を追加させて頂く。
- 会長 22頁の水質の欄に点線で、水循環系が追加されているが、表5の環境要素の分類と一致させる必要があるのでは。
- 松井委員 水質と水量が混在している。「水質」と「水量又は水位」に2分される。
- 増田委員 水循環系となると、水分野以外にも関連してくる。思い切って、水質と水位等に分けてしまうしかないのでは。
- 島田委員 水循環系を囲まず、「水道法第4条・・・」と「その他必要な項目」の間に、列記し挿入するのはいかがか。
- 岩嶋委員 別表1の調査項目を、表5に合わせ「水質及び水位等」とすれば良い。
- 会長 今の提案の表記でよろしいか。
(一同了承)
- 高橋委員 項目に交通量が出てこないが良いのか。
- 事務局 交通量は、騒音・振動の予測の際に、ほとんどの場合調査される。
- 松井委員 別表1の備考※で、化学物質のみ表記されているが、ここにその他の要因があることを追記すれば良いのでは。
- 会長 その他の要因として追記することでよろしいか。
(一同了承)
- 会長 その他に意見は無いか。それでは、技術指針に関する審議はここまでとする。
(休憩)
- 会長 それでは、先ほどの議論を踏まえ、技術指針案から変更する点を読み上げて頂くので、各委員においては、確認願う。
- 事務局 <技術指針案からの変更点を読み上げ>
- 会長 只今の読上げ内容について、異論はないか。
(異議なしの声)
- 会長 「京都市環境影響評価等に関する条例改正に伴う技術指針及び事前配慮指針の改定について」答申
- 事務局 答申受け

会 長 それでは、京都市環境影響評価審査会運営要領の改定について、資料2の説明を事務局から願う。

事 務 局 <資料2について説明>

会 長 只今の説明について、意見はあるか。
意見が無いようなら、資料2のとおり改定することによろしいか。

(異議なしの声)

会 長 それでは、事務局案のとおり改定することとしたい。

事 務 局 それでは、本日審査会で決定頂いたので、4月1日付けで改定させて頂く。

会 長 最後に、一点事務局に対してお願いがある。京都市では、第2類事業に対し計画段階環境影響評価手続のみを求めるなど、広く浅く計画アセスを課すことになると思うが、技術指針は手続の方向性を定めたものであり、より具体的なガイドライン等を整備し、適正な計画アセスを事業者に示すことが行政の役割だ。

事 務 局 条例改正時に行った市民意見募集でも同様の意見が提出されていた。「計画段階」と言っても事業の熟度が幅広く、事業者がいつ・何をすればよいのか、分からないという声も想定されることから、具体的な事例を基にしたガイドラインの作成を検討していきたい。

会 長 その他、何か意見はあるか。
特に無いようであるので、本日の審議はこれまでとする。

12:00 終了